

生徒指導のガイドラインについて

岐阜県立中津高等学校 定時制

本校では、教育基本法を始めとする教育関係法規に則り、教育方針として「学校教育の方針」「学校教育の重点」「生徒指導の重点」を掲げ、地域から信頼され、愛される学校づくりを推進しております。

共感的な理解に徹し、生徒の自己指導能力を育てるという生徒指導の理念に立ち、生徒の規範意識の醸成に重点を置き、生徒指導上の対応に係る学校内のきまり及びこれに対する指導の基準をあらかじめ明確化し、生徒又は保護者等に対して周知徹底することにしました。

指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、全ての教職員間の共通理解を図った上で、一貫性のある、かつ、粘り強い指導を行うことが重要であると考えています。「当たり前にするべきことを当たり前のこととして徹底的に指導する」、「してはいけない事はしてはいけない」と、毅然とした指導を行います。

そこで、教育的指導（特別指導）事案と法的な対応（懲戒処分）事案について本ガイドラインとして明文化しましたので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも、本校では、安全で安心して学べる学校づくり、また、生徒・保護者・地域の皆様から、信頼され、愛される学校づくりを一層推進してまいります。

問題行動生徒に対する特別指導と懲戒処分について

1 特別指導について（学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条第1項）

1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導

- ①特別指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健全に営まれることを目的とする。
- ②特別指導は、指導の一環であり生徒の活動は重要な学習活動であるとする。従って、学校における指導を中心とし、指導期間中を欠席扱いとしない。授業に出席しない場合は、教科の欠課時数となる。

2) 問題行動の事実関係の把握

- ①生徒、保護者、関係者から十分に事情を聞き取る。
- ②複数の職員による事情の聞き取りなどで事実関係を確認する。また、確認期間を長引かせない。
- ③該当生徒には事実文を書いてもらい、会話だけでのあいまいな事実確認は避ける。

3) 生徒の基本的な人権への配慮

- ①事情の聞き取り段階から、生徒の基本的な人権に十分配慮する。
- ②特別指導期間中は生徒の学習権の保障に十分配慮する。

4) 家庭との連携

- ①特別指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得るようにする。
- ②反省の方法（学校での特別指導・家庭での特別指導）については、家庭事情等に配

慮する。

③特別指導中は保護者との連絡を十分に取り合って指導を進める。

5) 校内の体制

①指導方針に一貫性をもたせ、職員の一致協力による指導を行う。

②指導案作成や指導方法については、生徒指導係・学年・職員会議等で協議を尽くし、学校長の助言・指導・責任のもとに特別指導を実施する。

③問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

2 特別指導のガイドライン

以下の問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて、担任や学年による特別指導、生徒指導係による特別指導、校長による特別指導を実施する。特別指導には、厳重注意、訓戒、学校や家庭での謹慎等があり、保護者にも来校を求め、生徒と同席の上で実施する。

期間については過去の指導例等に基づき、おおむね1週間程度を目安とする。ただし、問題行動の内容によっては1週間より短い場合もある。また、問題行動が度重なる場合や、発生させた問題行動の重大性、および反省の状況等によっては、特別指導期間が長期化したり、懲戒処分となる場合もありうる。

1) 刑法犯行為

①窃盗（万引き、車・単車盗、自転車盗、占有離脱物横領、侵入盗）

②粗暴犯（生徒間暴力、対教師暴力、恐喝・脅迫）

③強盗・強姦

④器物損壊

⑤その他

2) 不良虞犯行為

①飲酒・喫煙の行為（所持や同席も指導の対象とする）

②18才未満の者の深夜徘徊・不健全娯楽（パチンコ・パチスロ店等への出入り）、不良交友

③怠学

④遅刻や無断欠席・無断早退

⑤家出

⑥いじめ（「嫌がらせ」・「威圧行為」・「いじめ」等は慎重な事実の確認を実施する）

⑦カンニング、試験での不正行為（本校の「考査心得」に違反したもの）

⑧不正乗車・定期券不正使用

⑨情報モラル違反（インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷、コミュニティサイト等利用による問題行動）

⑩その他

3) 道路交通法違反等の特別法犯行為

①無免許運転

②暴走行為、その他交通違反

③薬物乱用

④その他

4) その他

①無断免許取得（原付・自動二輪・普通自動車）、四ない運動違反

②授業規律違反、授業妨害

③その他

3 懲戒処分について（学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条第2項及び第3項）

ここでいう懲戒処分は、法的効果を伴うもので、生徒が学校で教育を受けることができるという法律的権利に変動を与えるものである。懲戒のうち、退学、停学及び訓告の3種類の処分は校長がこれを行う。

退学処分は、下記の生徒に対して行う。

1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

3) 正当の理由がなくて出席常でない者

4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒として本分に反した者

【参考】

○ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 学校教育法施行規則第26条（高等学校関係分）

① 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

1 性行不良で改善の見込がないと認められる者

2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

3 正当の理由がなくて出席常でない者

4 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者